

幌延町特定公共賃貸住宅の家賃を補助します

幌延町では、使用料の高い特定公共賃貸住宅の入居を促進するため、使用料を公営住宅並みにするための補助制度を設けました。

この制度は、平成23年4月1日から実施しますので、新規の入居、または現在住んでいる住宅からの入居替えをご検討の際には、ぜひご活用ください。

1. 補助対象者

幌延町特定公共賃貸住宅に4月1日以降に入居される方
(現在入居中で、4月1日以降引き続き入居される方も対象となります)

- 対象住宅
- ① 宮園団地3号棟 (H13建設・14戸)
 - ② 宮園団地7号棟 (H21建設・12戸)
 - ③ 問寒別団地2号棟(H10建設・6戸)

2. 補助対象額

各住戸、入居者の収入ごとの階層、間取り別にそれぞれ公営住宅法の基準で算定した額との差額分(月額2,400円~最大20,000円程度まで)

例えば…

宮園団地7号棟(2LDK)に、年収360万円の夫婦世帯の方が入居する場合

特定公共賃貸住宅の家賃 58,700円(月額)

公営住宅法基準の算定額 47,100円(月額)

差額(補助金交付額) 58,700円-47,100円=11,600円(月額)

※差額分として、年間139,200円(12ヶ月分)の補助金が受けられます。

3. その他

勤務先で住宅手当等を受給されていたり、家賃算定に伴う収入額によっては、補助金が交付されない場合があります。

家賃や補助金の具体的な金額、算定方法など、詳しくお知りになりたい方は、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 経済課管理グループ(住宅担当) 電話 5-1116

国民健康保険被保険者証の更新について

現在使用されております国民健康保険被保険者証は平成23年4月30日までが有効期限となっております。つきましては、下記日程により更新手続きを実施いたします。

●日程

4月18日(月)~28日(木)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方 【役場町民課生活環境グループ窓口】

問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

●持参するもの

- ・現在使用中の国民健康保険被保険者証(既加入者) ・印鑑
- ・就学のために幌延から住所を移している方については、在学証明書又は合格通知書など。

詳しくは、役場町民課生活環境グループ (TEL5-1115) にお問い合わせください。